1

令和２年第５回

多治見市議会定例会議案

令和２年11月19日

目　　　　　　　次

報第23号　専決処分の報告について……………………………………………………1
報第24号　専決処分の報告について……………………………………………………2
報第25号　専決処分の報告について……………………………………………………3
議第129号　多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて……………………………………………………4
議第130号　多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて……………………………………………………5
議第131号　多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて………6
議第132号　多治見市森林環境譲与税基金条例を制定するについて………………8
議第133号　多治見市職員定数条例の一部を改正するについて……………………10
議第134号　多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するについて……………………………………………………11
議第135号　多治見市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正するについて……………………………………………………12
議第136号　多治見市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて・13
議第137号　多治見市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例等の一部を改正するについて…………17
議第138号　多治見市駐車場条例の一部を改正するについて………………………19
議第139号　多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正するについて……………………………………………………21
議第140号　多治見市火災予防条例の一部を改正するについて……………………23
議第150号　物品供給契約の締結について……………………………………………25
議第151号　物品供給契約の締結について……………………………………………26

報第23号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和２年11月19日提出

多治見市長　古　川　　雅　典

専第12号

損害賠償の額を定めるについて

令和２年７月22日午後３時10分頃、市内月見町３丁目地内の市道415100線において、本市職員（三の倉センター所属）が草刈機での草刈作業中に、石を飛散させ、同線を東進中の軽自動車に当て、同車両左フロントドアガラスを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第１項の規定により、専決処分する。

令和２年９月４日

多治見市長　古　川　　雅　典

損害賠償額　一金　88,550 円

報第24号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和２年11月19日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

専第13号

損害賠償の額を定めるについて

令和２年７月４日午後０時30分頃、市内赤坂町７丁目地内の林道才竹線において、同線を北進中の軽自動車に倒れてきた木が衝突し、同車両フロントガラス及び右側面を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和２年10月８日

多治見市長　　古　川　　雅　典

損害賠償額　一金　629,666円

報第25号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和２年11月19日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

専第14号

工事請負契約の変更について

令和２年３月23日議第39号をもって議決を経た昭和小学校校舎棟外壁等改修工事に係る株式会社吉川組との工事請負契約の一部を次のとおり変更するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和２年10月23日

多治見市長　　古　川　　雅　典

契約金額「255,200,000円」を「250,699,900円」に変更する。

議第129号

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和52年条例第２号）の一部を次のように改正するものとする。

令和２年11月19日提出

多治見市長　　　古　川　　　雅　典

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第１条　多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和52年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第２条　多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項第１号中「100分の222.5」を「100分の220」に、同項第２号中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附　則

この条例は、令和２年12月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

議第130号

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和44年条例第２号）の一部を次のように改正するものとする。

令和２年11月19日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和44年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第２条　多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項第１号中「100分の222.5」を「100分の220」に改め、同項第２号中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附　則

この条例は、令和２年12月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

議第131号

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和２年11月19日提出

多治見市長　　　古　川　　雅　典

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（多治見市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第18条の４第２項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第３項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第２条　多治見市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の４第２項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第３項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

（多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第３条　多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

第４条　多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の220」を「100

分の222.5」に改める。

（多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）

第５条　多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

第６条　多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

（多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第７条　多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第20条第１項及び第30条中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第８条　多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第１項及び第30条中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附　則

この条例は、令和２年12月１日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条及び第８条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

議第132号

多治見市森林環境譲与税基金条例を制定するについて

多治見市森林環境譲与税基金条例を次のように制定するものとする。

令和２年11月19日提出

多治見市長　　　古　川　　雅　典

多治見市森林環境譲与税基金条例

（設置）

第１条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号）に基づき国から譲与を受ける森林環境譲与税を財源とし、森林の整備及びその促進に関する施策（以下「森林整備等施策」という。）に要する経費に充てるため、多治見市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金は、予算に定める額を積み立てるものとする。

（処分）

第３条　市長は、森林整備等施策に要する経費に充てるために必要と認めたときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

（管理）

第４条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第５条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、森林整備等施策に要する経費に充て、又は基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第６条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、令和３年１月１日から施行する。

議第133号

多治見市職員定数条例の一部を改正するについて

多治見市職員定数条例（昭和46年条例第22号）の一部を次のように改正するものとする。

令和２年11月19日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市職員定数条例の一部を改正する条例

多治見市職員定数条例（昭和46年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「558人」を「552人」に、「47人」を「43人」に、「７人」を「６人」に、「28人」を「30人」に、「33人」を「29人」に、「110人」を「113人」に、「790人」を「780人」に改める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

議第134号

多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するについて

多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号）の一部を次のように改正するものとする。

令和２年11月19日提出

多治見市長　　　古　川　　雅　典

多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第12条第１項第１号中「次号及び第３号」を「次号から第４号まで」に改め、同項に次の１号を加える。

（４）　当該年度の前年度において法第28条第２項各号のいずれかに掲げる事由に該当し休職にされた職員又は法第29条第１項各号のいずれかに掲げる事由に該当し停職にされた職員　当該年度の前年度の休職又は停職の期間を考慮し20日を超えない範囲内で市の規則で定める日数

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

議第135号

多治見市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正するについて

多治見市職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第37号）の一部を次のように改正するものとする。

令和２年11月19日提出

多治見市長　　　古　川　　雅　典

多治見市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

多治見市職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

（休職の手続）

第４条　任命権者は、法第28条第２項第１号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師を２人（市の規則で定める場合にあっては、１人）指定してあらかじめ診断を行わせた結果によらなければならない。

第５条第２項中「、休職は当然終了したものとし」を削り、同条第３項中「第３条第２号」を「前条」に改める。

第７条を削り、第８条を第７条とし、第９条を第８条とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第136号

多治見市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

多治見市霊園の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第８号）の一部を次のように改正するものとする。

令和２年11月19日提出

多治見市長　　　古　川　　雅　典

多治見市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

多治見市霊園の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第３条の見出し中「所在地」を「所在地等」に改め、同条に次の２項を加える。

２　多治見市北市場霊園に合葬式墓地を置く。

３　前項の合葬式墓地（以下単に「合葬式墓地」という。）は、個別埋蔵施設（焼骨を１体ごとに埋蔵する墳墓をいう。以下同じ。）、共同埋蔵施設（複数の使用者（第７条に規定する使用者をいう。）に係る多数の焼骨を分別が不可能な状態で埋蔵する墳墓をいう。以下同じ。）及び記名板掲示場をもって構成する。

第４条第１項中「えい地」の次に「又は合葬式墓地」を加え、同条第２項中「えい地の」を「前項の」に改め、「（以下「使用者」という。）」を削る。

第５条の見出し中「範囲」を「目的等」に改め、同条第１項中「霊園内の」を削り、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「えい地」の次に「及び合葬式墓地」を加え、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　合葬式墓地は、焼骨の埋蔵又は記名板を掲示する目的以外に使用することができない。

第６条中「えい地」の次に「又は合葬式墓地」を加え、「本市に住所を有するもの」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

（1）　えい地を使用しようとする場合にあっては、本市に住所を有する者であって、現に埋蔵しようとする焼骨又は現に焼骨として埋蔵しようとする死体（以下「焼骨等」という。）を所持しているものであること。

（2）　合葬式墓地（記名板掲示場を除く。）を使用しようとする場合にあっては、次のいずれかに該当する者であること。

ア　本市に住所を有する者で、焼骨等を所持しているもの

イ　死亡時に市民であった者の焼骨等を所持している者

ウ　第18条第１項の規定によりえい地を返還するために当該えい地に埋蔵している全ての焼骨を改葬しようとする者

（3）　記名板掲示場を使用しようとする場合にあっては、個別埋蔵施設を使用しようとする者であること。

第７条の見出し中「使用」を「えい地の使用」に改め、同条中「使用者」の次に「（第４条第１項の規定により使用許可を受けた者及び第17条の規定によりその地位を承継した者をいう。以下同じ。）」を加え、「使用場所」を「えい地の使用範囲」に改める。

第８条の見出しを「（えい地の区画数の制限）」に改め、同条の次に次の２条を加える。

（合葬式墓地への埋蔵）

第８条の２　合葬式墓地への焼骨の埋蔵は、市長が行う。

２　次条第１項及び第２項に規定する個別埋蔵施設の使用期間を経過した焼骨は、引き続き共同埋蔵施設に埋蔵する。

（合葬式墓地の使用期間）

第８条の３　個別埋蔵施設の使用期間は、使用許可の日から20年とする。

２　前項の使用期間は、20年を単位として延長することができる。ただし、当初の使用許可の日から60年を超えることができない。

３　共同埋蔵施設の使用は、使用許可を受けた焼骨の埋蔵をもって終わる。

４　記名板掲示場の使用期間は、当該使用に係る個別埋蔵施設の使用期間とする。

第９条第１項中「永代使用料」の次に「及び合葬式墓地（記名板掲示場を除く。）の使用料」を加え、「別表第２及び別表第３」を「別表第２、別表第３及び別表第３の２」に改め、同条に次の１項を加える。

３　記名板掲示場の使用料は、無料とする。ただし、記名板については、実費を徴収する。

第11条の見出し及び同条第１項中「増加使用」を「えい地の増加使用」に改め、同項第１号中「第18条」を「第18条第１項」に改める。

第12条に次の１項を加える。

２　合葬式墓地については、管理料を徴収しない。

第17条に次の２項を加える。

２　個別埋蔵施設の使用は、使用期間内において、正当な祭しの主宰者に限り、市長の許可を得て、承継することができる。

３　共同埋蔵施設の使用は、焼骨の埋蔵前において、正当な祭しの主宰者に限り、市長の許可を得て、承継することができる。

第18条の見出しを「（えい地の返還等）」に改め、同条中「使用場所」を「えい地」に改め、同条に次の１項を加える。

２　個別埋蔵施設の使用者は、使用期間内において焼骨を引き取り、合葬式墓地の使用を廃止するときは、規則で定めるところにより届出を行わなければならない。

第19条の見出し中「使用場所」を「えい地」に改め、同条第１項中「使用場所」を「えい地」に、「所在物件」を「その所在物件」に改める。

第20条第１項第１号中「にえい地を」を「の目的に」に改め、同項第２号及び第４号中「使用場所」を「えい地」に改め、同項第５号中「許可」を「えい地の使用許可」に改め、同項中第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、同項第５号の次に次の１号を加える。

（６）　合葬式墓地の使用許可を受けた日から、当該使用許可に係る焼骨の埋蔵がなく、１年を経過したとき。

第20条第２項中「その場所を原状に復し、返還し」を「原状に回復し」に改める。

第23条第１項中「第18条」を「第18条第１項」に改める。

第24条中「使用場所」を「えい地」に改める。

第26条第１号中「にえい地を」を「の目的に」に改め、同条第４号中「えい地を」を「使用の」に改める。

別表第３の次に次の１表を加える。

別表第３の２（第９条関係）

多治見市北市場霊園合葬式墓地使用料

種別	金額
個別埋蔵施設	12万円
個別埋蔵施設（使用期間の延長20年につき）	７万円
共同埋蔵施設	５万円

附　則

1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

2　多治見市霊園整備基金条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第２条中「永代使用料」の次に「及び合葬式墓地の使用料」を加える。

第３条中「えい地」の次に「又は合葬式墓地」を加える。

議第137号

多治見市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例等の一部を改正するについて

多治見市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和２年11月19日提出

多治見市長　　　古　川　　雅　典

多治見市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（多治見市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　多治見市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第２条第13号」を「第２条第15号」に改める。

（多治見市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正）

第２条　多治見市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第11条第３項中「第２条第９号」を「第２条第10号」に改める。

（多治見市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　多治見市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第２条第９号」を「第２条第10号」に改める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

議第138号

多治見市駐車場条例の一部を改正するについて

多治見市駐車場条例（昭和51年条例第46号）の一部を次のように改正するものとする。

令和２年11月19日提出

多治見市長　　　古　川　　雅　典

多治見市駐車場条例の一部を改正する条例

多治見市駐車場条例（昭和51年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第９条から第15条までを１条ずつ繰り下げる。

第８条第２項及び第３項中「共通利用券」を「プリペイドカード」に改め、同条第４項を次のように改める。

４　定期駐車料金は、第６条第３項の規定による場合を除き、定期利用券を交付したときに徴収する。ただし、月の途中の日から定期利用を開始するときは、当該利用の開始までに徴収する。

第８条第５項中「共通利用券料金」を「プリペイドカード料金」に、「共通利用券」を「プリペイドカード」に改め、同条を第９条とする。

第７条の見出し中「利用券」を「サービス券」に改め、同条第１項を次のように改める。

指定管理者は、利用者の利便を図るため、次のサービス券を発行することができる。

（１）　回数利用券

（２）　プリペイドカード（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法により記録されている金額に応ずる対価を支払って交付を受けるカードで、駐車場の料金の納入のために使用することができるものをい

う。以下同じ。）

第７条第２項中「回数利用券」の次に「又はプリペイドカード」を加え、「豊岡駐車場及び駅北立体駐車場」を「発行した駐車場」に改め、同条第３項を削り、同条第４項を同条第３項とし、同条第５項中「共通利用券」を「プリペイドカード」に改め、同項を同条第４項とし、同条を第８条とする。

第６条第４項中「定期駐車を」を「定期利用を」に改め、同条を第７条とする。

第５条の次に次の１条を加える。

（定期利用の許可）

第６条　駐車場の定期利用（１月を単位とする利用をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

２　指定管理者は、前項の許可をしたときは、定期利用券を交付するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、継続して定期利用をしようとする者は、継続しようとする月の前の月の末日までに次条の料金を納入すれば、引き続き定期利用をすることができる。

４　指定管理者は、収容能力を勘案して定期利用の許可を制限することができる。

別表第１から別表第３までの規定中「第６条関係」を「第７条、第８条関係」に改める。

附　則

１　この条例は、令和３年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　施行日前に改正前の多治見市駐車場条例の規定により発行された共通利用券は、施行日以後、豊岡駐車場に限り、使用することができる。ただし、共通利用券について還付の請求があったときは、改正後の多治見市駐車場条例第11条の規定にかかわらず、施行日から令和３年９月30日までの間に限り、未利用の金額に0.909を乗じて得た金額（小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）を還付するものとする。

議第139号

多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正するについて

多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和47年条例第12号）の一部を次のように改正するものとする。

令和２年11月19日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和47年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第２条の表(イ)の項及び(ウ)の項を次のように改める。

(イ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分
(ウ)	150平方メートル	200平方メートル	200平方メートル	450平方メートル

第５条に次のただし書を加える。

ただし、耐震性の向上、移動等の円滑化その他の当該建築物の利用者の安全性の向上に資するための建築物の増築又は建築物の部分の用途の変更であって、市長が附置の必要がないと認めるものについては、この限りでない。

第９条第１項中「おおむね」を削り、「200メートル」の次に「（当該建築物が特に土地の高度利用への転換を推進する区域として市長が別に定める区域に所在する場合

は、300メートル）」を、「設けたとき」の次に「（当該駐車施設の敷地の一部が当該範囲外である場合を含む。）」を加える。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

議第140号

多治見市火災予防条例の一部を改正するについて

多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号)の一部を次のように改正するものとする。

令和２年11月19日提出

多治見市長　　　古　川　　雅　典

多治見市火災予防条例の一部を改正する条例

多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条の２第１項中「第47条第10号」を「第47条第11号」に改める。

第13条の２第１項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ　異常な高温とならないこと。

第13条の２第１項第12号に次のように加える。

ウ　温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ　制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第13条の２第１項中第12号を第16号とし、同号の前に次の３号を加える。

(13)　コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(14)　充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15)　複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第13条の２第１項中第11号を第12号とし、第７号から第10号までを１号ずつ繰り下げ、同項第６号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第７号とし、同項第５号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第５号とし、同項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同項に第１号として次の１号を加える。

(１)　急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から３メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第19条（見出しを含む。）中「充てん」を「充填」に改める。

第47条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを１号ずつ繰り下げ、同条第９号の次に次の１号を加える。

(10)　急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の多治見市火災予防条例第13条の２第１項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議第150号

物品供給契約の締結について

解体作業対応型油圧ショベル購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和２年11月19日提出

多治見市長　　　古　川　　雅　典

１　契約の目的　　解体作業対応型油圧ショベル購入

２　契約の方法　　指名競争入札

３　契約金額　　一金　18,788,000円

４　契約の相手方　　恵那市大井町雀子ヶ根2087－220

アジア産業株式会社東濃営業所

所長　西尾　利久

議第151号

物品供給契約の締結について

（仮称）多治見市食育センター食器かご購入事業について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和２年11月19日提出

多治見市長　　　古　川　　雅　典

１　契約の目的　　（仮称）多治見市食育センター食器かご購入事業
２　契約の方法　　随意契約
３　契約金額　　一金　20,897,360円
４　契約の相手方　　岐阜市中鶉２丁目105番
岐阜アイホー調理機株式会社
代表取締役　伊藤　隆男